

各私立学校設置者 } 様
各私立学校長 }

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）の制定及び私立学校施設の
災害復旧費補助手続きの変更について

このことについて、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備費）交付要綱が制定
されましたのでお知らせします。

つきましては、事業計画書の手続きについては、下記のとおりとしますので留意願います。

※なお、提出済の学校にあっては、従前の取扱いで構いません。（変更箇所を下線をしております。）

記

1 提出書類

様式②～⑪で災害復旧事業による区分に該当する書類（下表参照）

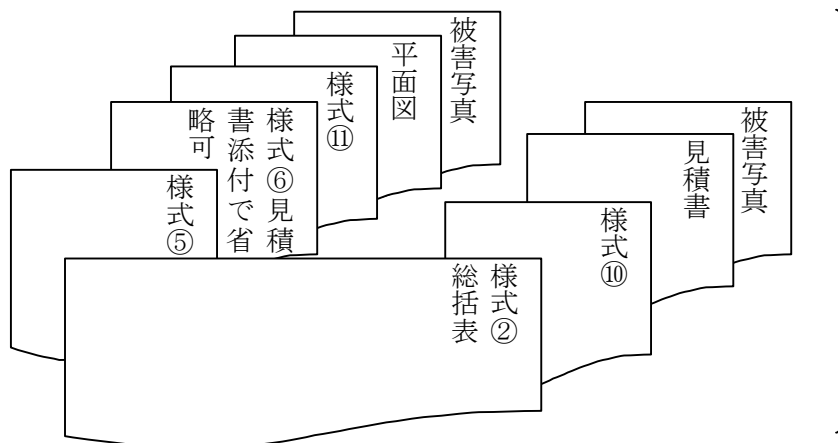
復旧事業計画書の 様式	建物区分	災害復旧事業による区分				
		建物		土地	工作物	設備
		新築復旧	補修復旧			
様式②総括表	-	要	要	要	要	要
様式③建物内訳表	新築復旧 (全・半壊の場合)	要	/	/	/	/
様式④建物積算内訳書		要※	/	/	/	/
様式⑤ 建物内訳表	補修復旧 (大破以下の場合)	/	要	/	/	/
様式⑥建物積算内訳書		/	要※	/	/	/
様式⑦ 土地内訳表	-	/	/	要	/	/
様式⑧土地内訳書	-	/	/	要※	/	/
様式⑨ 工作物内訳表	-	/	/	/	要	/
様式⑩ 設備内訳表	-	/	/	/	/	要
様式⑪被害直前の調査	-	要	要	要	/	/
平面図（5 留意事項参照）	-	要	要	要	要	要
被害状況写真	-	要	要	要	要	要

※様式④、様式⑥及び様式⑧は、業者見積（写）で省略が可能

2 提出部数

4部（各様式、写真及び見積書（写）等それぞれ4部）

【作成例：建物が大破以下で設備（いわゆる校具教具）の被害があった場合】



様式下にページ数
を入れること。

※平面図は学校の配置がわかるものを添付し、平面図に被害箇所を落とし込むこと。

同じものを4部提出のこと

(参考：平面図の作成例（既存の資料で可）)



3 提出期限及び調査日

下表のとおり数回に分けて提出期限を定めますので、できるだけそれに合わせて提出をお願いします。

	提出期限	机上調査日（現地調査）	調査会場
第1回目	7月19日（火）	8月8日（月）～8月12日（金）	別途定める※
第2回目	8月31日（水）	10月3日（月）～7日（金）	岩手県庁内会議室（予定）
第3回目	9月30日（金）	別途定める※	別途定める※
第4回目	別途定める※	別途定める※	別途定める※

※調査日及び会場については、法人から提出された計画件数に応じて決定します。

4 補助対象

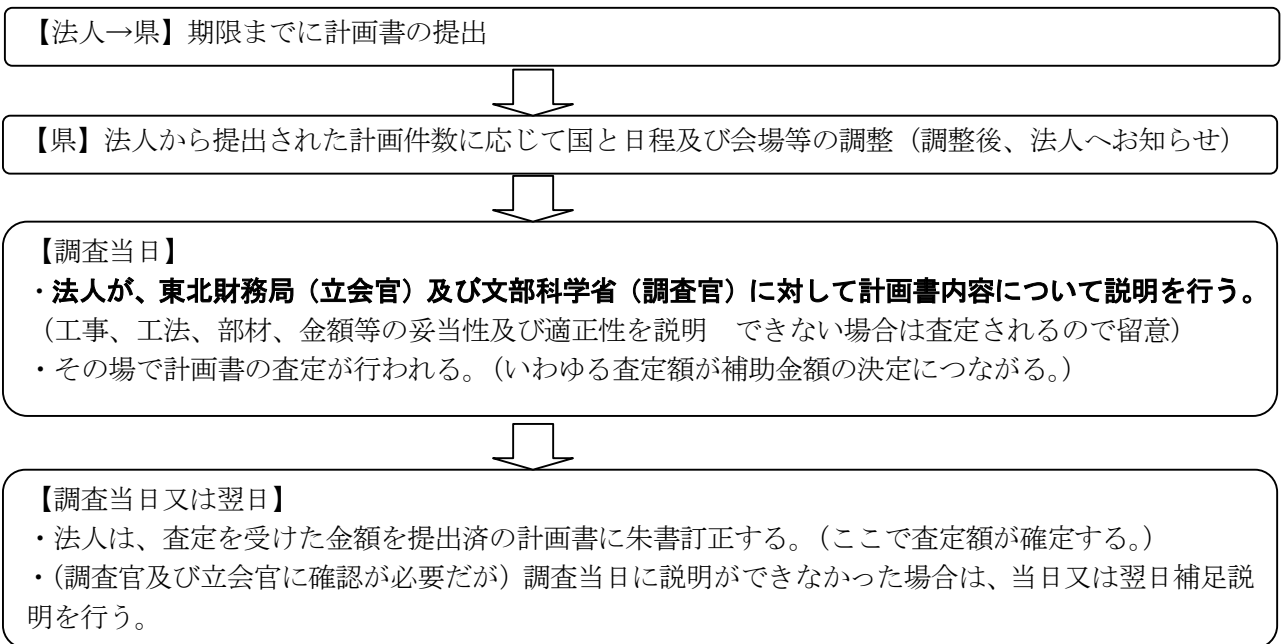
激甚災害により被害を受けた私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の所有にかかる建物、建物以外の工作物、土地、設備であって、学校ごとの建物等の復旧に要する工事費（事務費を除く）が次の額以上のもの。

※ ただし、学校ごとの建物等の復旧に要する工事費（事務費を除く）の額を被災時における当該学校の幼児、児童、生徒の数を除して得た額が750円以上のもの。

- ・ 幼稚園 60万円以上
- ・ 小学校、中学校 150万円以上
- ・ 高等学校 210万円以上
- ・ 特別支援学校 90万円以上

5 調査当日までの進め方

上記3の期限提出後は次のとおりとなります。



6 留意事項

- ・ 申請額が2億円未満の箇所は、机上調査（いわゆる書面のみの調査）になります。
- ・ 平面図には、計画書に記載された場所と写真の場所がわかるように記載をお願いします。
- ・ 内訳表、見積書及び写真の箇所が一致するようにお願いします。（内訳書、見積書に記載されていない写真は不要です。）
- ・ 調査当日は、計画内容の適正性等を説明できるようにし、調査官及び立会官に十分な理解を得られるように関係資料の準備をお願いします。

特にも被災写真は、施工前後がわかるようにし、全景やアップなど状況がわかるように準備をお願いします。また、被災箇所の工事内容や工法等がわからない場合は、あらかじめ施工業者に確認するよう準備をお願いします。

※壁のクラック等の箇所が写真で判別しにくい場合があるので、被害箇所をマジック等で囲むこと。

- ・ 受検にあたって不明な点や心配な点がありましたら担当まで連絡をお願いします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

(東日本大震災に被災した私立学校施設の災害復旧費補助に係る受検留意点)

1 事前準備

- 一度決定した調査額を後刻変更することは非常に困難であるので調査決定までに十分説明を行えるようにすること。
- 提出済の計画書に記載された内容の根拠となる書類（生徒数、備品台帳及び支出証拠書類等）や写真等を調査当日持参すること。
- 設備（いわゆる校具教具）の場合は、消耗品の別を確認するため備品台帳等に掲載されていることが必要となるのであらかじめ確認すること。
- 被害状況、復旧工法等に精通している説明者をあらかじめ決めておき、説明漏れや重複のないよう要領よく説明できるようにしておくこと。
- 工事、工法、部材、金額等の妥当性及び適正性を説明できない場合は、査定された額が補助金額の決定につながるので十分留意すること。
- 原則、被害の写真が必要であるが、設備の中身を撮影しても被害状況がわからない場合（パソコンでハードディスクが破損した場合など）は、施工業者に東日本大震災に起因するものであり修繕等の必要性を記載した証明書を準備しておくこと。（任意様式、見積書に一筆記載でも可）

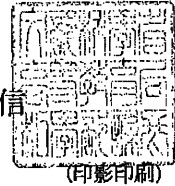
2 調査当日

- 平面図及び写真にて、被害概況の説明を行い、計画書の内容について説明をすること。
- 工事内容や工法等がわからない場合は、あらかじめ施工業者に確認するよう準備すること。
また、特殊な工事等でどうしても法人で説明できない場合は、検査会場とは別室に施工業者に待機してもらうことも可能ですが、調査官及び立会官に対する説明は、法人で行うようにすること。
- 査定があった場合は、法人が計画書に朱書きで訂正をし、調査官及び立会官に確認が必要となること。
- （調査官及び立会官に要確認）調査当日に説明ができなかった場合は、当日又は翌日補足説明を行えることもありえるが、原則できないものであるので留意すること。

23高私助第26号
平成23年8月25日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿
各都道府県私立学校主管部課長

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長
森田正信



私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）
交付要綱への追加等について（通知）

私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）の制定については、平成23年8月25日付け23文科高第487号で通知したところですが、交付要綱については、東日本大震災に係る災害復旧に限り、別添1のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

また、交付要綱の制定に伴い、復旧事業計画書の様式等が一部変更となることから、平成23年6月3日付け23高私助第10号で依頼した「東日本大震災により被害を受けた私立学校施設の復旧に係る事業計画書の提出について」別添「東日本大震災に係る私立学校施設災害復旧事業に対する補助について」及び別添「私立学校施設災害復旧事業計画書作成要領」をそれぞれ別添2及び別添3のとおり改正しますので、以降の復旧事業計画書の作成等に当たってはこれらによってください。

なお、交付要綱に別添1の内容を反映したものを作成しましたので、参考資料として送付します。

都道府県私立学校主管部課におかれましては、これらのことについて、所轄の学校に対しても周知していただくようお願いいたします。

【別添資料】

- 別添1：東日本大震災に係る私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱への追加について
- 別添2：東日本大震災に係る私立学校施設災害復旧事業に対する補助について（改訂版）
- 別添3：私立学校施設災害復旧事業計画書作成要領（改訂版）
- 参考資料：私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（東日本大震災用追加反映版）

【問合せ先】

文部科学省 高等教育局 私学部
私学助成課 助成第一係 畑、加藤、八木下、林
電話 03-5253-4111（内線2545）
FAX 03-6734-3396

岩手県

23.8.29

法学第

号

東日本大震災に係る私立学校建物其他災害復旧費補助金
(応急仮設校舎等整備事業) 交付要綱への追加について

平成23年6月20日
23文科高第335号
文部科学大臣裁定

「私立学校建物其他災害復旧費補助金(応急仮設校舎等整備事業)交付要綱(平成23年6月20日文部科学大臣裁定)」について、東日本大震災に限り、下記の内容を追加する。

記

- ① 私立学校建物其他災害復旧費補助金(応急仮設校舎等整備事業)交付要綱」第3条に次の第3項及び第4項を追加する。
 - 3 東日本大震災に伴う応急仮設校舎等の整備事業のうち、別記3「東日本大震災に伴う応急仮設校舎等整備事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該施設に係る学校の設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
 - 4 東日本大震災に伴う校地・園地の土壌処理事業(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年9月6日法律第150号)の規定に基づく補助の対象となるものを除く。)のうち、別記4「東日本大震災に伴う校地・園地の土壌処理事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該事業の実施される学校の設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
- ② 「私立学校建物其他災害復旧費補助金(応急仮設校舎等整備事業)交付要綱」第3条の第3項及び第4項の追加に伴い、別記3「東日本大震災に伴う応急仮設校舎等整備事業実施要領」及び別記4「東日本大震災に伴う校地・園地の土壌処理事業実施要領」を追加する。
- ③ 「私立学校建物其他災害復旧費補助金(応急仮設校舎等整備事業)交付要綱」別記1 2 補助対象となる施設(2) 仮職員室等の管理関係室に応急仮設校舎の建設予定地周辺の借家及び交通事情等を勘案して、やむを得ない場合には、必要に応じて「応援教員等の仮宿泊室」を加算できるものとし、同別表は別紙によるものとする。

- ④「私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱」別記
1 3 国庫補助額の項の柱書きを次に読み替える。

国庫補助額は、応急仮設校舎等の整備事業（建物又はその一部を借用による場合を含む。）に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

- ⑤「私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱」別記
1 3 国庫補助額の項の柱書きの読み替えに伴い、別記1 3 国庫補助額（4）を（5）とし、（3）を（4）とし、（2）の次に次を追加する。

（3）建物借料

建物又は建物の一部を借用する場合の借料とする。

- ⑥「私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱」別記
2 1 補助対象事業を次に読み替える。

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立学校の設置者が維持管理の責任を有する借用土地（文部科学省が校庭又は園庭の幼稚園、小学校又は特別支援学校にあつては地表面より50センチメートルの位置、中学校、高等学校、中等教育学校又は高等専門学校にあつては地表面より1メートルの位置で測定した空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以上となったことのある土地を含む。以下同じ。）及び借用施設（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。

応急仮設校舎調査対象面積算出表

1. 仮教室

(1) 普通教室

区 分		摘 要
被災時の実学級数	ア	
残存普通教室数	イ	
残存校舎内の転用可能教室数	ウ	
被災教室数	エ	
限度教室数	オ	ア－(イ+ウ)、エのいずれか小
限度面積	カ	オ×83 m ²
建設面積	キ	
対象面積	ク	カ、キのいずれか小

(2) 普通教室以外の教室

区 分		摘 要
被災教室数	ケ	
残存校舎内の転用可能教室数	コ	
限度教室数	サ	ケ－コ
限度面積	シ	サ×83 m ²
建設面積 (特に必要と認められるもの)	ス	
対象面積	セ	シ、スのいずれか小

(3) 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室

区 分		摘 要
被災面積	ソ	
残存校舎内の転用可能面積	タ	
限度面積	チ	ソ－タ
建設面積 (必要最小限度)	ツ	
対象面積	テ	チ、ツのいずれか小

2. 管理関係室

区 分		摘 要
被災面積	ト	
残存校舎内の転用可能面積	ナ	
限度面積	ニ	トーナ
建設面積（必要最小限度）	ヌ	
応援教員等の仮宿泊室の面積	ネ	教職員数×20 m ²
対象面積	ノ	ニ+ネ、ヌ+ネのいずれか小

3. 仮便所

区 分		摘 要
被災面積（便器数）	ハ	
建設面積（便器数） （必要最小限度）	ヒ	
対象面積	フ	ハ、ヒのいずれか小

4. その他共有面積

区 分		摘 要
仮教室等の面積	ヘ	ク+セ+テ+ノ+フ
限度共有面積	ホ	ヘ×0.44
建設面積	マ	
対象面積	ミ	ホ、マのいずれか小

5. 合 計

対象面積の合計	ム	ク+セ+テ+ノ+フ+ミ
---------	---	-------------

東日本大震災に伴う応急仮設校舎等整備事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、東日本大震災による被害に伴う仮設住宅の建築等による一時的な児童生徒等の増加その他やむを得ない事由により、円滑な学校教育活動の実施が困難となった私立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。）の児童生徒等を収容するために必要な応急仮設校舎又は既存施設の臨時改修（以下「応急仮設校舎等」という。）の設置又は工事を行う整備事業とする。

2 国庫補助額

国庫補助額は、応急仮設校舎等の整備事業（建物又はその一部を借用による場合を含む。）に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 本工事費

本工事費は、応急仮設校舎等の設置又は工事に直接必要な労務費、材料費（材料の借上げ費及び運搬費を含む。）、補償費及び土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（空調調和設備工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

(3) 建物借料

建物又は建物の一部を借用する場合の借料とする。

(4) 設備費

設備費は、学校家具等の費用とする。

(5) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。

別記4

東日本大震災に伴う校地・園地の土壌処理事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、原子力災害の継続により学校教育の円滑な実施に支障を来している又はそのおそれがある私立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校とする。）の校地・園地の空間線量率を低減するために必要な土壌処理事業とする。

2 国庫補助額

国庫補助額は、当該学校の校地又は園地において、空間線量率を低減させるために実施する土壌処理事業に要する次に定める費用の合計額に10分の4を乗じて得た額とする。

(1) 土壌処理費

土壌処理のため直接必要な労務費、材料費（材料の借上げ費及び運搬費を含む。）、補償費、土砂運搬費、土砂処分費（一時保管料を含む。）及び土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 事務費

事務費は、土壌処理費に100分の1を乗じて算定する。

3 補助対象空間線量率

補助対象となる土壌処理事業は、国又は県等が校庭又は園庭の次に定める位置で測定した空間線量率が毎時1.0マイクロシーベルト以上（毎時3.8マイクロシーベルト以上を除く。）となった場合とする。

(1) 幼稚園、小学校、特別支援学校にあつては、地表面より50センチメートルの位置

(2) 中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校にあつては、地表面より1メートルの位置

4 適用除外

他の事業によって実施したものは、国庫補助の対象としない。

5 特例措置

本実施要領を制定する前に実施した土壌処理事業において、第3項で規定する方法で実施した空間線量率の測定結果が無い場合には、これまでの国又は県等が実施した空間線量率の測定結果を踏まえて、地表面より50センチメートル又は1メートルの空間線量率が毎時1.0マイクロシーベルト以上になると推定される場合は、国庫補助の対象とする。

東日本大震災に係る私立学校施設災害復旧事業に対する補助について

平成 23 年 8 月 25 日改正

1. 適用する法令等

(1) この補助は次に掲げる法令等に基づき行う。

- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）（以下、「激甚法」という。）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年 10 月 10 日政令第 403 号）（以下、「激甚令」という。）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下、「適正化法」という。）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下、「適正化令」という。）
- ・ 文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和 45 年 11 月 12 日文管振第 172 号）（別添参照。以下、「調査要領」という。）
- ・ 文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（昭和 45 年 11 月 12 日 45 管振第 18 号）（別添参照。以下、「申合せ」という。）
- ・ 私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（平成 23 年 6 月 20 日文科高第 328 号）
- ・ 私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領（平成 23 年〇月〇日文科高第〇〇号）（別途送付予定）

(2) 早期の復旧・復興の支援及び学校設置者並びに関係自治体等の事務負担軽減のため、災害復旧の迅速化に向け次に掲げるとおり事務手続きの大幅な簡素化及び弾力的な運用等を実施する。

- ・ 提出書類の省略及び簡素化
- ・ 申請額（原形復旧に要する事業計画額（以下同じ））が 2 億円未満のものに係る調査は全て実地調査を省略し、机上にて調査を実施（一部地域を除く）
- ・ 申請額が 20 億円未満のものに係る調査額の決定にあたっては本省協議を省略（一部地域を除く）
- ・ 大学及び短期大学の新築復旧事業費算定に係る単価については、公立学校に係る単価によらず、現地適正単価による設定が可能
- ・ 補修復旧事業費算定に係る単価については、現地の状況を鑑みて設定が可能
- ・ やむを得ない場合について原則 3 回までの分割申請が可能
- ・ 調査額決定後の事業内容変更について当初決定の復旧工事費に対する増減率が 30% 以下の場合の関係財務局等との協議の省略

- ・ 空間線量率が毎時 1 マイクロシーベルト以上の学校の校庭・園庭における土壌処理の財政的支援の対象化
- ・ 工事に伴い必要となる応急仮設校舎等の整備に対する補助及び同補助における次に掲げる取扱い
 - イ 応急仮設校舎の取扱いについて、やむを得ない事情による学校敷地外における仮教室、仮間仕切、仮便所、仮職員室等の工事を調査の対象とする。
 - ロ 仮職員室等管理関係室の取扱いについて、応急仮設校舎の建設予定地周辺の借家及び交通事情等を勘案して、やむを得ない場合には、必要に応じて「応援教員等の仮宿泊室」を加算できるものとし、その面積の算出は別途定めるものとする。
 - ハ やむを得ない事情により、他の施設や空き教室等を応急仮設校舎として使用する場合には、必要な臨時的な改修（附帯工事含む）工事を調査の対象とする。
 - ニ 設置期間が不明な場合、最長平成 25 年度末までを対象期間とする。
 - ホ 新築工事に伴う応急仮設校舎等の移転を調査の対象とする。
 - ヘ 応急仮設校舎等の整備に代えて建物の全部又は一部を借用による場合の借料を調査の対象とする。
- ・ 設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用施設に係る災害復旧の補助対象化
- ・ 一時的な児童生徒等の増加その他やむを得ない事由による応急仮設校舎等整備の補助対象化

2. 補助対象となる学校施設の立地地域

東日本大震災で被災した学校施設は、立地地域にかかわらず対象とする。なお、東日本大震災とは、次の(1)及び(2)による災害をいい、(3)、(4)及び(5)による災害も含めこれら全てを一連の災害として取り扱う。

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震
- (2) (1)に伴う原子力発電所の事故
- (3) 平成 23 年 3 月 12 日に長野県北部で発生した地震による災害
- (4) 平成 23 年 3 月 15 日に静岡県東部で発生した地震による災害
- (5) (1)、(3)及び(4)の余震

3. 災害復旧事業の補助対象

災害復旧事業の補助対象は、激甚災害により被害を受けた私立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び大学（短期大学を含む。）の所有にかかる次の(1)に掲げるものであって、かつ(2)に該当するものとする。

- (1) 災害復旧事業の範囲（激甚法第 17 条、調査要領第 3 及び申合せ 1 から 4 参照）

イ 建物

当該学校の使用に供されている建物（教員住宅を除き、それ以外の建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む。）

ロ 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物

※ 工作物の例：フェンス、貯水池、プール及び射場（これらに類する施設を含む。）並びにこれらの附属施設、野球場及びテニスコートのバックネット、鉄棒、井戸、百葉箱、フレーム、ピット、滑り台、自転車置場、温室等

ハ 土地

学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設

※ 土地の例：崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、造園工作物（樹木は除く。）等

ニ 設備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品や各種の設備であって当該学校の備品台帳に登載されているもの（消耗品は含まない。）

※ 設備の例：机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具（テレビ、ビデオ、プロジェクター、スクリーン、スピーカー）、授業に用いる諸機械（コンピューター、サーバー、その他電子機器、学内LAN装置、電子顕微鏡、各種質量分析装置、各種解析システム、工作機器）、車両、用具（農学、畜産学、農業等に関する学部・学科に属する場合の動物を含む。）、給食調理機械器具、食器等

(2) 補助の適用範囲

次のイに掲げるものであって、かつロに該当するもの。

イ 学校ごとの建物等（建物、工作物、土地及び設備）の復旧に要する工事費（事務費を除く。）の額が次に掲げるもの（激甚令第37条参照）

- ・ 幼稚園 60万円以上
- ・ 小学校・中学校（中等教育学校の前期課程を含む。） 150万円以上
- ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） 210万円以上
- ・ 特別支援学校 90万円以上
- ・ 短期大学 240万円以上
- ・ 大学（短期大学を除く。） 300万円以上

ロ 学校ごとの建物等（建物、工作物、土地及び設備）の復旧に要する工事費（事務費を除く。）の額を被災時における当該学校の幼児、児童、生徒又は学生の数で除して得た額が750円以上のもの（激甚令第36条参照）

(3) 共用施設について（申合せ7参照）

2以上の学校がそれぞれ同一敷地内に存する場合の共用施設の災害は次により取り扱うものとする。

イ 著しく使用度（使用回数、使用日数）の高い場合は、使用度の高い学校へ含める。

※ 例：野球場、テニスコート等主として学生の使用に供されているものは大学の施設とする。

ロ 使用度のみにより難い場合は、共用している学校の生徒、学生数等（利用生徒、学生数等が明らかな施設の場合は当該生徒、学生数等）により按分する

※ 例：講堂、プール、塀、事務室、化学実験室等

ハ 2以上の学校が共用する設備について、激甚令第37条第3項の規定による設備費の算定は生徒、学生数等（利用生徒、学生数等が明らかな施設の場合は当該生徒、学生数等）の大なる一つの学校により算定するものとする。

4. 原則として適用除外となるもの

次に掲げるものは、原則として災害復旧事業の補助対象から除外する。

(1) 明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠ったことに基づいて生じたと認められる被害に係るもの（激甚令第37条参照）。

(2) 国の調査前にすでに施行済み又は施工中のもののうち、本復旧の全部又は一部とならないもの（調査要領第7参照）。

(3) 国の調査前に着工を行ったものうち、写真その他何らかの資料等により、被害の事実の確認ができないもの（調査要領第9参照）。

(4) 次に掲げるもの

イ 老朽（腐朽して放置されているもの）又は遊休施設（申合せ8参照）

ロ 本建築を行う予定があり、若しくは一時校舎として転用していた建物又はバラック建のもの（申合せ9参照）

ハ 国立、公立の学校に比して特殊な施設であり、学校教育上不可欠でないもの（申合せ10参照）

5. 建物の被害区分の定義

建物の復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする（調査要領第6及び申合せ6参照）。

(1) 全壊または流失

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要がある状態にあるもの

建物の垂直支持材（柱など）が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用不能の状態又は焼失、滅失した状態にあるもの

(2) 半壊

建物の主要構造部（柱、梁、桁、小屋組、基礎、土台等をいう。以下同じ。）が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの。

建物の主要構造部が被災し、補強不可能なもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの。

(3) 補修（大破以下）

イ 大破 建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

ロ 大破にいたらないもの 建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

壁、床、天井等部分的補修を行う程度の被害を受けた状態にあるもの

6. 建物の復旧区分

(1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合の復旧は、新築復旧するものとする。

(2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合は、補修復旧するものとする。

7. 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧する（被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。）ものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。

8. 財産処分

本補助金により取得又は効用の増加した財産については、適正化法第 22 条等の法令により、補助金の交付後においても、補助目的の完全な達成を図る見地から、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、文部科学大臣が財産の処分制限期間を別に定めており、この処分制限期間中に、財産を処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）する場合には、文部科学

大臣の承認を受ける必要がある。

9. 都道府県の事務

本補助金の交付に関する事務については、「文部省所管の補助金等に関する事務のうち都道府県知事が行う事務」（平成12年4月3日文部省告示第57号）により、都道府県知事が行うこととなっているが、このたびの震災の被害の甚大さなどに鑑み、都道府県の事務負担を軽減させるため、適正化令第18条※により、同事務のうち私立大学（短期大学を含む。）及び私立高等専門学校に係るものについては文部科学省が行うこととする。

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（抜粋）
（都道府県が行うこととなった場合の事務の実施）

第18条 各省各庁の長は、法第26条第2項の規定により法第23条の規定による職権に属する事務を知事等が行うこととなった場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

10. その他

- (1) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された復旧事業計画書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ復旧事業計画書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。
- (2) その他この補助に関する事項については、1(1)の法令等の規定によるほか別途通知するところによる。

私立学校施設災害復旧事業計画書作成要領

平成23年8月25日改正

1. 復旧事業計画書の様式と作成区分及び作成単位

復旧事業計画書（以下、「計画書」という。）の様式と作成区分は次表による。なお、計画書は学校ごとに作成すること。

また、「東日本大震災に係る私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱への追加について」別記3及び別記4に基づく補助については、財務局の立会の対象外であるため、これら以外に係るものとは別に、別記3に基づく補助に係るもの及び別記4に基づく補助に係るものそれぞれ別葉の計画書を作成すること。

復旧事業計画書の様式	作成者	災害復旧事業による作成区分				
		建 物		土地	工作物	設備
		新築 復旧	補修 復旧			
様式① 都道府県復旧事業計画総括表	都道府県	要				
様式② 復旧事業計画総括表	学 校 設 置 者	要				
様式③ 建物（棟別）復旧事業計画内訳表 新築復旧（全・半壊の場合）		要				
様式④ 別紙 建物復旧工事費積算内訳書 建物新築復旧（全・半壊の場合）		要※				
様式⑤ 建物（棟別）復旧事業計画内訳表 補修復旧（大破以下の場合）			要			
様式⑥ 別紙 建物復旧工事費積算内訳書 建物補修復旧（大破以下の場合）			要※			
様式⑦ 土地（被害個所別） 復旧事業計画内訳表				要		
様式⑧ 別紙 土地復旧 本工事費積算内訳書				要※		
様式⑨ 工作物（施設別） 復旧事業計画内訳表					要	
様式⑩ 設備（品目別） 復旧事業計画内訳表						要
様式⑪ 土地・建物被害直前の調書			要	要	要	

※記入例の内容が分かる程度の業者見積（写）の提出を以て省略可。

2. 計画書の提出先及び提出部数

(1) 大臣所轄学校法人にあっては、大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校に係る計画書3部（正本1部及び副本2部（財務局立会官用1部を含む））を文部科学省に直接提出すること。

- (2) 都道府県所轄の学校の設置者にあつては、正本1部及び副本(都道府県が指定する部数)を当該学校を所轄する都道府県に提出すること。

都道府県は学校から提出のあつた計画書のうち副本を必要部数(財務局立会官用1部を含む)保管し、各学校の計画書を取りまとめるとともに都道府県復旧事業計画総括表を作成・添付のうえこれらを2部(正本及び副本各1部)文部科学省に提出すること。

3. 各様式の記載要領

- (1) 復旧事業計画総括表(様式②)

イ. 「設置者名」欄には、設置者が法人である場合は法人名を、個人である場合は設置者の氏名を記入すること。

(例) 学校法人 ○○○ 山田 太郎 等

ロ. 「災害名」欄には、「○○台風」、「△△地震」等と記入すること。

ハ. 「備考」欄には、各施設区分毎の被害施設の原形、被害程度及び当該施設の復旧計画を総括説明すること。

ニ. 学校施設の被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに証明できるような写真を添付すること。

ホ. 「全事業額」欄には、改良復旧を含めた全事業額を記入する。ただし、全事業額と原形復旧額が同額の場合は、「原形復旧額」欄の内容をそのまま転記すること。

- (2) 復旧事業計画内訳表

イ 建物新築復旧(様式③)

- ・ 「図面番号」欄は、記入不要。
- ・ この表は、被害が全壊又は半壊であり、新築により復旧する場合のみ作成すること。
- ・ 「構造」欄には、木造瓦葺2階建等と構造別を記入すること。
- ・ 「原形復旧額」欄には、当該施設を原形に復旧するために要する費用全部を記入すること。(以下各表につき同じ。)
- ・ 「全事業額」欄には、改良復旧を含めた全事業額を記入する。ただし、全事業額と原形復旧額が同額の場合は、全事業額欄は合計額のみを記入でよい(以下各表につき同じ。)

・ 「全事業額」欄の各延面積欄には、建物の階数を「○階建」と付記すること。

ロ 建物補修復旧(様式⑤)

- ・ この表は被害が大破以下であり、補修により復旧を行う場合に作成すること。

被害は大破以下であるが、自己資金をもって新築復旧を行う場合は、「全事業額」欄には新築の合計額のみを記入し、備考欄に新築の構造面積を記入すること。

- ・ 「図面番号」欄については、上記に同じ。
- ・ 「建物部分」欄には、補修を行う建物の部分を基礎、軸部、屋根、床、外壁、天井、建具、塗装、板金、窓廻、附帯工事等に分類して記入すること。
- ・ 「工種」欄には、工事種別を列挙すること。
(例) 建物部分が軸部の場合は、傾斜引起、筋違等と記入し、又屋根の場合は屋根下地、こけら板、防水紙、亜鉛鉄板、波鉄板葺等と記入すること。

ハ 土地 (様式⑦)

- ・ 「被害個所」欄には、校舎東側擁壁、護岸、校門右側土坡等の名称を記入すること。
- ・ 「被害個所の原形及び被害程度の区分」欄には、被害個所の原形を、例えば、「石垣、コンクリート擁壁等」と記入し、かつ「校庭土砂流失、流入〇〇m³、石垣崩壊〇〇面積等」と記入すること。
- ・ 「工種」欄には、土工事、排水工事、擁壁工事等の工事種別を記入し、更に個々の材料につき、例えば、盛土、筋芝、排水溝、床塀、型枠、コンクリート、基礎栗石、基礎杭、同打込手間等の別を記入すること。

ニ 工作物 (様式⑨)

- ・ 「被害物件名」欄は、バックネット、テニスコート、囲障等の別を記入すること。
- ・ 「工事区分」欄には、新築、補修の別を記入すること。
- ・ 「工種」欄には、例えば囲障の場合は、コンクリート組立塀、コンクリートブロック塀等の別を記入すること。

ホ 設備 (様式⑩)

- ・ 原形復旧額及び全事業額につきそれぞれ品目別に記入すること。但し、消耗品的な品目は除外すること。

へ 上記、イ 建物新築復旧、ロ 建物補修復旧及びハ 土地の復旧事業計画内訳表には、それぞれ別紙記入例を参考に復旧工事費積算内訳書 (様式④、⑥、⑧) を添付すること。

また、ニ 工作物においても必要に応じ復旧工事費積算内訳書 (様式は自由) を添付すること。

ただし、業者見積で積算内訳の内容が明示されている場合には、業者見積の提出を以て復旧工事費積算内訳書の添付をそれぞれ省略することができる。

(3) 都道府県復旧事業計画総括表（様式①）

この総括表は、各学校より提出された復旧計画書に基づき学校種別毎に原形復旧額及び全事業額等集計した金額を記入するものとする。

4. その他計画書作成の留意事項

- ・ 物品等を買替えた場合は修理により対応できなかった理由書を添付すること。

都道府県復旧事業計画総括表

【都道府県名】
(単位：千円・㎡)

区分 学校種別		学校数	原形復旧額													全事業額											
			建築物										土地	工作物	設備	合計	建築物							土地	工作物	設備	合計
			全壊				半壊		大破以下	応急仮設校舎	計	新築					補修	応急仮設校舎									
			鉄筋		鉄骨・ブロック		木造					計							鉄筋		鉄骨・ブロック		木造				
			面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	補修	応急仮設校舎	土地	工作物	設備	合計	
高等学校																											
中学校																											
小学校																											
中等教育学校																											
特別支援学校																											
幼稚園	学校法人立																										
	宗教法人立																										
	その他																										
合計																											

復旧事業計画総括表

様式②

(単位：千円)

設置者名		学校名						り災年月日	平成 年 月 日								
学校所在地								災害名									
施設区分		原形復旧額						全事業額									
		鉄筋		鉄骨・ブロック		木造		計		鉄筋		鉄骨・ブロック		木造		計	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額		
建物	全壊	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡			
	半壊																
	大破以下	-		-		-		-		-		-		-			
	応急仮設校舎	/		/		/		/		/		/		/			
	計																
土地																	
工作物																	
設備																	
合計																	
罹災時における 学生・生徒数		学部・学科又は課程名		在籍学生・生徒数			備考										
				昼間	夜間	計											
建物の被害の 程度の区分		流失の場合	全壊又は全焼の場合	各階につき2m以上の浸水の場合	各階につき2m以上の浸水の場合	床上1.2m以上の浸水の場合	土砂崩壊による半壊の場合	各階につき0.7m以上の浸水及び崩壊による場合	各階につき0.3m以上の浸水及び崩壊による場合	合計		計					
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡						
(備考)																	

添付書類 被害写真

建物復旧工事費積算内訳書

建物新築復旧

建物区分用途	構造	面積	工事費	平均単価	備考
		m ²	円	円	

建物復旧工事費積算内訳書

建物新築復旧

建物区分用途	構造	面積	工事費	平均単価	備考
		m ²	円	円	
校舎（普通教室）	R・C	567	59,988,000	105,800	
渡り廊下	S	66	2,904,000	44,000	
物置	S	55	2,475,000	45,000	
小計	R・C	567	59,988,000	105,800	
	S	121	5,379,000	44,450	
	W				
合計		688	65,367,000		

建物（棟別）復旧事業計画内訳表

様式⑤

補修復旧（大破以下の場合）

学部、学科、 課程別	図面 番号	棟別名称及び 用途	所有 借用 別	構 造	建物部分	原 形 復 旧 額						全 事 業 額						備 考	
						工 種	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	工 種	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額		
										円	円						円	円	

建物復旧工事費積算内訳書

建物補修復旧

建物区分用途 (棟番号)	建物部分	算 出 内 訳						
		工 種	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
						円	円	

建物復旧工事費積算内訳書

建物補修復旧

建物区分用途 (棟番号)	建物部分	算 出 内 訳						備 考
		工 種	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	
校舎 (2)	屋根	屋根下地		280	m ²	4,900	1,372,000	
		日本瓦葺		330	m ²	4,200	1,386,000	
		葺直し		200	m ²	1,600	320,000	
	内壁	漆喰塗		135	m ²	3,800	513,000	
		天井		250	m ²	6,300	1,575,000	
	建具	窓建具	1,450mm×840mm	10	枚	13,000	130,000	
		ガラス	並厚	150	m ²	3,000	450,000	
	樋	軒樋	径 120mm	72	m	1,000	72,000	
		堅樋	径 75mm	21	m	1,200	25,200	
		あんこう	丸型	4	個	500	2,000	
		小計					5,845,200	
校舎 (1)	屋根	日本瓦葺		160	m ²	4,200	672,000	
		小計					672,000	
便所 (6)	屋根	厚型スレート		43	m ²	2,800	120,400	
		小計					120,400	
屋体 (9)		長尺鉄板瓦棒葺		80	m ²	3,400	272,000	
		小計					272,000	
共通費、直接費の計							6,909,600	
諸経費 (×15%)							1,036,440	
工事費合計							7,946,040	

注) 棟ごとに小計を記入すること。

土地（被害個所別）復旧事業計画内訳表

図面 番号	被害個所	造 成 年月日	被害個所の原形 及び 被害程度区分	原 形 復 旧 額						全 事 業 額						備 考
				工 種	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	工 種	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	
								円	円					円	円	

土地復旧本工事費積算内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
						円	円	

土地復旧本工事費積算内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要	
本工事費	第1工区 土工	切取	砂質土	m ³	55 70	1,694	94,355	0.22人×@7,700=1,694	
			床掘	"	18 00	2,156	38,808	0.28人×@7,700=2,156	
			埋戻	流用土	"	16 40	1,078	17,679	0.14人×@7,700=1,078
			盛土	"	18 20	693	12,612	0.09人×@7,700=693	
			残土処分	"	39 10	1,694	66,235	小車運搬 (60m) 0.22人×@7,700=1,694 (第2工区へ)	
		山止工	練石積	m ²	45 00	14,612	657,540		
			基礎工	式	1		72,378		
			排水工	式	1		89,624	(特殊製品費 36,250円)	
			張芝	m ²	72 00	1,155	83,160		
			第1工区計					1,132,391	
	第2工区 土工	盛土	不足土	m ³	68 6	1,734	118,952	山代600 6t四輪ダンプ10Km1,134 第9号単価表より	
		"	流用土	"	39 10	0	0	(第1工区より流用)	
		"	築立	"	107 7	385	41,464	0.05人×@7,700=385	
		法覆工					62,337		
		筋芝		m ²	93 6	666	62,337		
	第2工区計						222,753		
	直接工事費計						1,355,144	二次製品費 36,250	
	共通仮設費計	準備費					30,359	1,355,144×0.0165+8,000	
		技術管理費					13,551	1,355,144×0.01	
		労務者輸送費					76,947	1,399,054×0.055	
		営繕損料					34,976	1,399,054×0.025	
		安全費					36,867	1,510,977×0.0244	
	純工事費						192,700		
	現場管理費						1,547,844	36,250/1,547,844=0.023	
	工事原価						261,284	(1,547,844-36,250×0.3) ×0.17	
一般管理費						1,809,128			
本工事費						262,323	1,809,128×0.145		
						2,071,451			

工作物（施設別）復旧事業計画内訳表

様式⑨

図面 番号	被害物件名	原形復旧額							全事業額							備考	
		工事区分	工種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	工事区分	工種	形状寸法	数量	単位	単価	金額		
							円	円							円	円	

土地・建物被害直前の調書

様式⑩

学校法人名（設置者名）

学 校 名	学部、学科 課 程 名	建 物			土 地					
		面 積		建 物 所 在 地	名 称	面 積			土 地 所 在 地	
		所 有	借 用			計	所 有	借 用		計
法 人 総 計					—					—

- (注) 1. 被害直前の建物・土地の全保有面積を所在地の市町村ごとにまとめて記入する。（被害を受けなかったものも記入する。）
 2. 記入は学校別とし、更に大学は学部別、短大は学科別、高校は課程別とする。

私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱
（東日本大震災用追加反映版）

平成23年6月20日
文科高第324号
文部科学大臣裁定

（通則）

第1条 私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第2条 この補助は、法令の規定に基づくものを除くほか、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「法」という。）第2条第1項に規定する激甚災害をいう。以下同じ。）を受けた私立学校の施設の災害復旧に要する経費の一部を国が補助することとし、もって教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（補助の対象及び補助事業者）

第3条 激甚災害を受けた私立学校の施設の災害復旧に伴う応急仮設校舎等の整備事業のうち、別記1「応急仮設校舎等整備事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 激甚災害を受けた私立学校の土地及び施設のうち、別記2「借用土地等災害復旧事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該土地及び施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

3 東日本大震災に伴う応急仮設校舎等の整備事業のうち、別記3「東日本大震災に伴う応急仮設校舎等整備事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該施設に係る学校の設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

4 東日本大震災に伴う校地・園地の土壌処理事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）の規定に基づく補助の対象となるものを除く。）のうち、別記4「東日本大震災に伴う校地・園地の土壌処理事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該事業の実施される学校の設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(その他)

第4条 この事業の実施につき必要な事項等については、この要綱に定めるもののほか、法等の規定に基づく補助の例による。

附則 この要綱は、平成23年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

応急仮設校舎等整備事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立学校の幼児、児童、生徒及び学生を収容するために必要な応急仮設校舎等（以下「応急仮設校舎等」という。）の整備事業とする。

2 補助対象となる施設

補助対象となる施設は、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）完了まで長期間を要する見込の場合、当該期間中の教室等の不足による授業の中断又は二部授業を避けるため必要となる応急仮設校舎で、その内容は次の各号に掲げるものとし、その規模の算出基準はそれぞれ当該各号に定めるところに基づき、別表による。

(1) 仮教室

- ① 普通教室 被災時の実学級数から残存普通教室数（普通教室に仮に転用することができる室の数を含む。）を控除した室数と被災した室数のいずれか少ない室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として算出する。
- ② 普通教室以外の教室 普通教室以外の教室で特に必要と認められるものについては、当該被災教室数から残存建物のうち当該教室に転用することができる室数を控除した室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として算出する。
- ③ 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室 残存建物のうち仮使用可能な面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

(2) 仮職員室等の管理関係室 残存建物のうち仮使用可能面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

(3) 仮便所 被災した便所の面積及び便器数を限度として残存便所までの歩行距離、男女別の便器数等を考慮した必要最小限度の面積を算出する。

(4) 仮渡廊下 仮建物（前記(1)、(2)、(3)）相互間及び仮建物と残存建物間に設けるための必要最小限度の面積を算出する。

(5) 仮間仕切壁 講堂、屋内運動場等を仮教室とするための仮間仕切壁の設置、又は模様替えを行うものとして算出する。

3 国庫補助額

国庫補助額は、応急仮設校舎等の整備事業（建物又はその一部を借用による場合を含む。）に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 本工事費

本工事費は、応急仮設校舎等の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の借上げ費、運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

(3) 建物借料

建物又は建物の一部を借用する場合の借料とする。

(4) 設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

(5) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。

別 表

応急仮設校舎調査対象面積算出表

1. 仮教室

(1) 普通教室

区 分		摘 要
被災時の実学級数	ア	
残存普通教室数	イ	
残存校舎内の転用可能教室数	ウ	
被災教室数	エ	
限度教室数	オ	ア－(イ+ウ)、エのいずれか小
限度面積	カ	オ×83 m ²
建設面積	キ	
対象面積	ク	カ、キのいずれか小

(2) 普通教室以外の教室

区 分		摘 要
被災教室数	ケ	
残存校舎内の転用可能教室数	コ	
限度教室数	サ	ケ－コ
限度面積	シ	サ×83 m ²
建設面積 (特に必要と認められるもの)	ス	
対象面積	セ	シ、スのいずれか小

(3) 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室

区 分		摘 要
被災面積	ソ	
残存校舎内の転用可能面積	タ	
限度面積	チ	ソ－タ
建設面積 (必要最小限度)	ツ	
対象面積	テ	チ、ツのいずれか小

2. 管理関係室

区 分		摘 要
被災面積	ト	
残存校舎内の転用可能面積	ナ	
限度面積	ニ	トーナ
建設面積（必要最小限度）	ヌ	
応援教員等の仮宿泊室の面積	ネ	教職員数×20㎡
対象面積	ノ	二十ネ、ヌ十ネのいずれか小

3. 仮便所

区 分		摘 要
被災面積（便器数）	ハ	
建設面積（便器数） （必要最小限度）	ヒ	
対象面積	フ	ハ、ヒのいずれか小

4. その他共有面積

区 分		摘 要
仮教室等の面積	ヘ	ク+セ+テ+ノ+フ
限度共有面積	ホ	ヘ×0.44
建設面積	マ	
対象面積	ミ	ホ、マのいずれか小

5. 合 計

対象面積の合計	ム	ク+セ+テ+ノ+フ+ミ
---------	---	-------------

別記2

借用土地等災害復旧事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立学校の設置者が維持管理の責任を有する借用土地（文部科学省が校庭又は園庭の幼稚園、小学校又は特別支援学校にあつては地表面より50センチメートルの位置、中学校、高等学校、中等教育学校又は高等専門学校にあつては地表面より1メートルの位置で測定した空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以上となったことのある土地を含む。以下同じ。）及び借用施設（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。

2 補助対象となる土地等

補助対象となる土地等は、激甚災害を受けた私立の学校の用に供される借用土地等であつて、維持管理が当該私立学校の設置者の責任であることが証明できるものとする。

3 国庫補助額

国庫補助額は、借用土地等の災害復旧事業に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 本工事費

本工事費は、借用土地等の災害の復旧に要する工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

(3) 設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

(4) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。

別記3

東日本大震災に伴う応急仮設校舎等整備事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、東日本大震災による被害に伴う仮設住宅の建築等による一時的な児童生徒等の増加その他やむを得ない事由により、円滑な学校教育活動の実施が困難となった私立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。）の児童生徒等を収容するために必要な応急仮設校舎又は既存施設の臨時改修（以下「応急仮設校舎等」という。）の設置又は工事を行う整備事業とする。

2 国庫補助額

国庫補助額は、応急仮設校舎等の整備事業（建物又はその一部を借用による場合を含む。）に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 本工事費

本工事費は、応急仮設校舎等の設置又は工事に直接必要な労務費、材料費（材料の借上げ費及び運搬費を含む。）、補償費及び土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（空調調和設備工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

(3) 建物借料

建物又は建物の一部を借用する場合の借料とする。

(4) 設備費

設備費は、学校家具等の費用とする。

(5) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。

別記4

東日本大震災に伴う校地・園地の土壌処理事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、原子力災害の継続により学校教育の円滑な実施に支障を来している又はそのおそれがある私立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校とする。）の校地・園地の空間線量率を低減するために必要な土壌処理事業とする。

2 国庫補助額

国庫補助額は、当該学校の校地又は園地において、空間線量率を低減させるために実施する土壌処理事業に要する次に定める費用の合計額に10分の4を乗じて得た額とする。

(1) 土壌処理費

土壌処理のため直接必要な労務費、材料費（材料の借上げ費及び運搬費を含む。）、補償費、土砂運搬費、土砂処分費（一時保管料を含む。）及び土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 事務費

事務費は、土壌処理費に100分の1を乗じて算定する。

3 補助対象空間線量率

補助対象となる土壌処理事業は、国又は県等が校庭又は園庭の次に定める位置で測定した空間線量率が毎時1.0マイクロシーベルト以上（毎時3.8マイクロシーベルト以上を除く。）となった場合とする。

(1) 幼稚園、小学校、特別支援学校にあつては、地表面より50センチメートルの位置

(2) 中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校にあつては、地表面より1メートルの位置

4 適用除外

他の事業によって実施したものは、国庫補助の対象としない。

5 特例措置

本実施要領を制定する前に実施した土壌処理事業において、第3項で規定する方法で実施した空間線量率の測定結果が無い場合には、これまでの国又は県等が実施した空間線量率の測定結果を踏まえて、地表面より50センチメートル又は1メートルの空間線量率が毎時1.0マイクロシーベルト以上になると推定される場合は、国庫補助の対象とする。

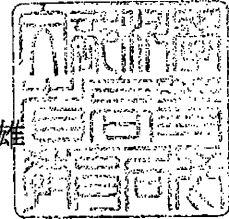
23文科高第487号

平成23年8月25日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省高等教育局長

磯 田 文 雄



(印影印刷)

私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設
校舎等整備事業）交付要綱について（通知）

標記のことについて、別添のとおり制定されましたので、通知します。

応急仮設校舎等整備事業及び借用土地等災害復旧事業については、本交付要綱及び文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号。平成23年7月21日改正）に従って行われることとなりますので、遺漏のないよう事務処理願います。

都道府県私立学校主管部課におかれましては、このことについて、所轄の学校に対しても周知していただくようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 高等教育局 私学部

私学助成課 助成第一係 畑、加藤、八木下、林

電 話 03-5253-4111（内線2545）

FAX 03-6734-3396

岩手県

23.8.29

法学第

号

私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱

平成23年6月20日
文科高第324号
文部科学大臣裁定

（通則）

第1条 私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第2条 この補助は、法令の規定に基づくものを除くほか、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「法」という。）第2条第1項に規定する激甚災害をいう。以下同じ。）を受けた私立学校の施設の災害復旧に要する経費の一部を国が補助することとし、もって教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（補助の対象及び補助事業者）

第3条 激甚災害を受けた私立学校の施設の災害復旧に伴う応急仮設校舎等の整備事業のうち、別記1「応急仮設校舎等整備事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 激甚災害を受けた私立学校の土地及び施設のうち、別記2「借用土地等災害復旧事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該土地及び施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（その他）

第4条 この事業の実施につき必要な事項等については、この要綱に定めるもののほか、法等の規定に基づく補助の例による。

附則 この要綱は、平成23年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

別記 1

応急仮設校舎等整備事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立学校の幼児、児童、生徒及び学生を収容するために必要な応急仮設校舎等（以下「応急仮設校舎等」という。）の整備事業とする。

2 補助対象となる施設

補助対象となる施設は、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）完了まで長期間を要する見込の場合、当該期間中の教室等の不足による授業の中断又は二部授業を避けるため必要となる応急仮設校舎で、その内容は次の各号に掲げるものとし、その規模の算出基準はそれぞれ当該各号に定めるところに基づき、別表による。

(1) 仮教室

- ① 普通教室 被災時の実学級数から残存普通教室数（普通教室に仮に転用することができる室の数を含む。）を控除した室数と被災した室数のいずれか少ない室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として算出する。
- ② 普通教室以外の教室 普通教室以外の教室で特に必要と認められるものについては、当該被災教室数から残存建物のうち当該教室に転用することができる室数を控除した室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として算出する。
- ③ 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室 残存建物のうち仮使用可能な面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

(2) 仮職員室等の管理関係室 残存建物のうち仮使用可能面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

(3) 仮便所 被災した便所の面積及び便器数を限度として残存便所までの歩行距離、男女別の便器数等を考慮した必要最小限度の面積を算出する。

(4) 仮渡廊下 仮建物（前記(1)、(2)、(3)）相互間及び仮建物と残存建物間に設けるための必要最小限度の面積を算出する。

(5) 仮間仕切壁 講堂、屋内運動場等を仮教室とするための仮間仕切壁の設置、又は模様替えを行うものとして算出する。

3 国庫補助額

国庫補助額は、応急仮設校舎等の整備事業に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 本工事費

本工事費は、応急仮設校舎等の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の借上げ費、運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

(3) 設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

(4) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。

別 表

応急仮設校舎調査対象面積算出表

1. 仮教室

(1) 普通教室

区 分		摘 要
被災時の実学級数	ア	
残存普通教室数	イ	
残存校舎内の転用可能教室数	ウ	
被災教室数	エ	
限度教室数	オ	ア－(イ+ウ)、エのいずれか小
限度面積	カ	オ×83 m ²
建設面積	キ	
対象面積	ク	カ、キのいずれか小

(2) 普通教室以外の教室

区 分		摘 要
被災教室数	ケ	
残存校舎内の転用可能教室数	コ	
限度教室数	サ	ケ－コ
限度面積	シ	サ×83 m ²
建設面積 (特に必要と認められるもの)	ス	
対象面積	セ	シ、スのいずれか小

(3) 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室

区 分		摘 要
被災面積	ソ	
残存校舎内の転用可能面積	タ	
限度面積	チ	ソ－タ
建設面積 (必要最小限度)	ツ	
対象面積	テ	チ、ツのいずれか小

2. 管理関係室

区 分		摘 要
被災面積	ト	
残存校舎内の転用可能面積	ナ	
限度面積	ニ	トーナ
建設面積（必要最小限度）	ヌ	
対象面積	ネ	ニ、ヌのいずれか小

3. 仮便所

区 分		摘 要
被災面積（便器数）	ノ	
建設面積（便器数） （必要最小限度）	ハ	
対象面積	ヒ	ノ、ハのいずれか小

4. その他共有面積

区 分		摘 要
仮教室等の面積	フ	ク+セ+テ+ネ+ヒ
限度共有面積	へ	フ×0.44
建設面積	ホ	
対象面積	マ	へ、ホのいずれか小

5. 合 計

対象面積の合計	ミ	ク+セ+テ+ネ+ヒ+マ
---------	---	-------------

別記 2

借用土地等災害復旧事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立学校の設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用施設（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。

2 補助対象となる土地等

補助対象となる土地等は、激甚災害を受けた私立の学校の用に供される借用土地等であって、維持管理が当該私立学校の設置者の責任であることが証明できるものとする。

3 国庫補助額

国庫補助額は、借用土地等の災害復旧事業に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 本工事費

本工事費は、借用土地等の災害の復旧に要する工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

(3) 設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

(4) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。